

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

—— ヴェルヘルム・グレーナーと戦時社会政策 ——

山 田 高 生

- 一 はじめに
 - 二 ヴェルヘルム・グレーナーの生い立ち (開戦まで) ……以上、本誌一二五号
 - 三 大戦初期における軍部の社会政策
 - (1) 食糧政策……………以上、本誌二六号
 - (2) 原料政策と兵器生産政策
 - (3) マンパワー政策……………以上、本誌二八号
 - (4) 労使関係政策……………以上、本誌二九号
 - 四 軍事庁と祖国補助勤務法
 - (1) ヒンデンブルク・プログラム
 - (2) 軍事庁の設立とグレーナー……………以上、本誌一三〇号
 - (3) 祖国補助勤務法案をめぐる討議
 - (a) 帝国議会予算委員会
 - (b) 帝国議会本会議
 - (4) 祖国補助勤務法のもとでの軍事庁
- 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

(a) グレーナーと労働組合

(b) 補助勤務法第九条の問題

(c) 輸送危機と石炭・食糧管理問題……………

以上、本号

五 グレーナーの失脚
六 むすび

(3) 祖国補助勤務法案をめぐる討議

(a) 帝国議会予算委員会

本文四条、理由書及びガイドラインからなる祖国補助勤務法案が、連邦参議院の審議を終えていよいよ一月二三日に帝国議会に上程されることになった。審議はまず予算委員会から開始された。この法案の提出者であるヘルフェリヒとグレーナーは、戦略上の観点から国内世論の一致が必要であるという「OHL」の要請を踏まえて、帝国議会への提出前に慎重にも労働組合関係議員との話し合いを重ねてきた。しかし果たせるかな、予算委員会の途中で突発事件が発生し、これが引き金となってヘルフェリヒやグレーナーの思惑とは裏腹にかえって激しい論戦が展開されることになった。突発事件とは新任の陸軍大臣シュタインの演説が議員たちを激怒させるという事件であった。シュタインの発言の中に、参謀本部が一九二二年に要求した三部隊の増設予算を帝国議会が拒否したことがマルヌ会戦の敗北を招いたのであり、従ってその責任は帝国議会にあるという内容の言葉が含まれていたのである。⁽¹⁾

これにたいし中央党のエルツベルガーによる怒りに満ちた反論を皮切りに、シュタインと他の議員の間で激し

いや取りがあった。そのため法案をめぐる討議は進まず、立ち往生してしまった。グレーナーはこの時の模様を次のように伝えている。「私が帝国議会の予算委員会の会議場に少し遅れて入った時、議員の間に大きな興奮が渦巻いていた。私の計画を正確に伝えてあった副官のデーヴィッツ (Adjutant v. Dewitz) が私のところへ歩み寄ってきて、不幸な事態が発生したと耳打ちし、陸軍大臣シュタインの発言にたいし議員がこれを誤解して嘔みついたのでと説明した。」「シュタインは、自信たっぷりて傲慢な話し方によって、議員の間に拭い難い不快感を生じ起こしたのであった。私が労働組合との間で結んだ細かい紐は断ち切れ、再び結ぶことはできなかった。今や労働組合は、非常に広範な社会的保証を法律そのもののなかに要求した。……われわれが法律のなかに受け入れざるを得なかったものは、私をはじめから受け入れたいと思っていたものよりも大きく、より重大な譲歩であった。参謀本部がこの法案をなんとしてでも通そうと望んだので、われわれは帝国議会の全員一致の賛同を駄目にしないために譲歩しなければならなかった。」⁽²⁾

まず議員たちは、帝国議会がこの法律の実施をコントロールする権力を掌握する必要があると主張した。彼らは開戦以来の食糧問題への政府の対応のまずさの印象から、帝国議会はもはや帝国の行政機関に信頼をおくことができないと感じていたのである。彼らはそのような経験から補助勤務法の実施を監督するためのより効果的な手段を欲したのであった。そこでプロイセン内閣の了解のもとで、帝国議会に一五名の議員から構成される委員会が設置され、そしてこの法律の実施機関である軍事庁は、すべての重要な案件にかかわる十分な情報を当該委員会に提供するとともに、重要な命令を出す際には事前にその意見を徴するよう義務づけられることになった。⁽³⁾

予算委員会における議論のもうひとつのテーマは、ヒンデンブルク・プログラムの実施過程で閉鎖か合併に追

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

い込まれる非軍需工場の所有者たちへの補償を認めるか否かという問題であった。中央党、進歩党、国民自由党の議員たちは、雇い主のグループの利益を代弁してこの法律のもとで被害を蒙る雇い主に財政的補助を与えることを政府に要求した。これにたいしヘルフェリヒは、工場の閉鎖と合併は工場主相互の協力で達成されることが望ましいという観点から、工場を継続する人々と閉鎖する人々との間で自主的に補償の協定が結ばれるよう希望すると表明し、プロイセン内閣もこれに同意した。⁽⁴⁾ 大企業家の戦時利得の規制問題については全員一致を得ることは困難であった。ドイツの大企業家はヒンデンブルク・プログラムを利用して軍需品の値上げを行い、不当な利益を得ていたが、この問題について社会民主党、進歩党、中央党の一部は戦時における大企業家の行為を非難し、法律によって戦時利得を規制すべきであるという要求を行った。しかしヘルフェリヒはいかなる形にせよ、企業家の利潤にたいする法的規制には反対であった。彼には利潤の法的規制は、もっと生産したいと思っている企業家のやる気を失わせるにすぎないと思われたのである。結局この問題は、⁽⁵⁾ 国民自由党や保守党の支持をうけてヘルフェリヒの意向どおりに企業家の自由を守る形で決着がついた。⁽⁶⁾ この後、非軍需企業への補償問題と企業家の戦時利得の規制問題について帝国議会本会議で取り上げられたが、遂に法律のなかには入らずに終わった。⁽⁷⁾

ところが、以上のように補助勤務法のもとで企業家には活動の自由が保証されるのにたいし、労働者は工場に割り当てられ、職場にとどまるよう強制されることになる。そこで予算委員会の前から話し合いを始めていた社会民主党系、自由主義系、カトリック系のレギーン、バウアー、ベッカー、ベーレンス、ギースベルツらの労働組合関係議員らによって法律の実施機関として次の四つの労使同権組織の設置が提案され、⁽⁸⁾ その後の法案審議に大きな影響を与えることになった。

① 「労働者・職員委員会」 (Arbeiter- und Angestelltenausschüsse) —— 二〇名以上の従業員を有する企業では、全従業員から選ばれる労働者・職員委員会が設置され、従業員は企業家による解雇や恣意的取扱いから保護される。企業家は、賃金・労働条件の規制および個々の労働者及び職員の苦情について労働者・職員委員会と協議する義務がある。

② 「調停局」 (Eingangsämter) —— 調停局は、企業家と労働者委員会又は職員委員会の間で合意に達することができなかった紛争問題について決定を下す。調停局の組織は雇主と被用者代表各三名からなり、雇主組織と労働者組織の提案に従って仲裁裁判所が任命する。

③ 「仲裁裁判所」 (Schiedsgerichte) —— 仲裁裁判所は議長一名と雇主代表、被用者代表各三名からなり、雇主組織と被用者組織による提案に従って軍事庁が任命する。

④ 「委員会」 (Ausschüsse) —— 委員会は、経営技術的な問題と一般的な経済問題についての決定を行う。その構成は軍事庁によって任命される将校一名(議長)、上級国家官僚二名、雇主と被用者代表各二名からなる。この者も雇主組織と被用者組織の提案に従って軍事庁によって任命される。

社会民主党と労働組合の指導者は、労働者の賃金と労働条件を改善するチャンスが労働者に保証されなければ、無制限な利潤を追求する企業家の自由を認めることはできないと主張し、さきの労働組合関係議員の共同提案である四つの労使同権組織の設置と同時に、この法律の適用をうけるすべての労働者の結社・集会権を要求した。従ってこれらの要求を受け入れることが法案の支持を労働組合関係議員からとりつける上での「不可欠な前提条件」であった。かくして予算委員会における討議はこれらの労働組合の要求をめぐって展開されたが、合意

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (十六)

点が見い出されぬまま本会議に引き継がれることになった。

- (1) Gerald D. Feldman, *Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918*, Princeton, 1966, p. 221-2 [S. 186].
- (2) Wilhelm Groener, *Lebenserinnerungen*—Jugend, Generalstab, Weltkrieg, herausgegeben von Friedrich Frhr. Hiller von Gaetringen, mit einem Vorwort von Peter Rassow, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972, Deutsche Geschichtsquellen des 19. und 20. Jahrhunderts, herausgegeben von der historischen Kommission bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Band 41., S. 347.
- (3) 祖国補助勤務法案一九条 (§19 des Gesetzes über den vaterländischen Hilfsdienst, vom 5. Dezember 1916, in: Reichs-Gesetzblatt, Jahrgang 1916, Nr. 276, S. 1338.) 外資條約及び米米の統制の綱要について' vgl. Reinhard Schiffer, *Der Hauptauschuß des Deutschen Reichstags 1915-1918*—Formen und Bereiche der Kooperation zwischen Parlament und Regierung, Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Bd. 67, Düsseldorf 1979, S. 172-7.
- (4) G. D. Feldman, op. cit., p. 228 [S. 191].
- (5) *Ibid.*, p. 231 [S. 193].
- (6) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages, XIII. Legislaturperiode. II. Session, 1916, Bd. 308, Reprint 1986 [Abk.: Sten. Ber. Reichstag], S. 2176, 2182, 2191, 2201, 2205, 2210 u. 2320.
- (7) Paul Umbreit, *Die deutschen Gewerkschaften im Kriege*, in: P. Umbreit u. Charlotte Lorenz, *Der Krieg und die Arbeitsverhältnisse*, Stuttgart, Berlin und Leipzig 1928, S. 152-4.

(b) 帝國議會本會議

一月二十九日の帝國議會本會議において、補助勤務法案の第一読会が開始された。まず宰相ベートマンと陸軍大臣シュタインの挨拶から始まり、続いてヘルフェリヒの提案理由の説明が行われた。ヘルフェリヒは補助勤務法の意義を「国外の戦闘者の腕は銃後の労働者の腕を必要としている。」と述べ、この法律はヒンデンブルク・プログラムによって要請された兵器・弾薬の生産増強を実現するのに軍需工場への熟練労働者の供給を義務化できる「法的強制システム」を作り上げるためのものであることを力説した。⁽¹⁾しかし他方で、ヘルフェリヒはとくに女性労働について言及し、これは男性労働者との需要構造の相違から補助勤務法の適用外におく方がよいと示唆した。法案に付せられた「理由書」のなかにも「戦時においてこれまで大変更のあるドイツ女性の労働力は、特別の刺激がなくても供給できる。」と説明された。⁽²⁾女性労働の義務化はもともとヒンデンブルク・プログラム⁽³⁾のなかで要請されたものだが、帝國議會では保守党のヴェスタルプ (Graf v. Westarp) の「女性労働への法律の拡張」賛成論を除いて、他の議員はほとんどが反対か消極意見であった。⁽³⁾結局、女性労働については補助勤務法ではなくら規定されず、OHLもこれを了承した。⁽⁴⁾

法案の審議は一月二十九日の本會議(第一読会)、翌三〇日の本會議(第二読会)、最後に二月二日の本會議(第三読会)と続いたが、⁽⁵⁾そこでの議論の流れを整理すると次のごとくであった。まず、議論の主導権を握ったのは社会主義右派の社会民主党・自由労働組合選出議員たちで、彼らは戦時中における補助勤務法の導入を已むなしと認める代わりに、労働者の経済的及び社会的利益と権利の促進を要請した。次に、これと歩調を合わせながら協力体制を組んだ進歩党、中央党、国民自由党らの中間政党の各議員が、それぞれニュアンスの違いはあるもの

大筋において一致して労働者の保護を要求した。とりわけヒンデンブルク・プログラムの実現は労働者の協力的には不可能であるから、補助勤務法の強制的性格に対応する社会政策としてこの法律の執行機関への被用者代表の同権的参加を要求した。これらにたいし発言数は少なかったが、保守党からは補助勤務への責任分担を女性と青年に広げると同時に、法案から社会的規定を除去してほしいという趣旨の発言がきかれた。これとは反対の方向であったが、社会主義急進派の議員たちからはこの法律は労働者を奴隷化するものにほかならないという立場から、各読会において法案と政府にたいする厳しい批判が出された。当時、法案に反対する急進派のレーデブーア (Ledebour) と反動的なハイデブランド (Heydebrand) のこの奇妙な同盟は、「レーデブーアとハイデブランドの新しい同盟」と冗談めかして呼ばれた。⁽⁶⁾

従って、補助勤務法案の成立をめぐる駆引きは主として政府と軍部を代表するヘルフェリヒとグレーナーにたいする社会民主党と中間政党の議員たちの間で行われた。ヘルフェリヒの考えは労働者委員会の義務的設置にも被用者代表の同権的参加にも消極的であった。とりわけ種々な補助勤務法の委員会について、組合の基礎の上にも被用者代表を指名することになるのを警戒した。労働者委員会への選挙についても社会民主党と労働組合の指導者は比例代表制とすでに存在する労働者委員会の再編成を基礎とする選挙を望んだが、ヘルフェリヒは比例代表制については容認したものの、すでに存在する委員会のための新しい選挙には反対であった。さらに、労働組合関係議員の要求する調停局と仲裁裁判所の労使代表同数構成の要求についても、「雇主組織と被用者組織の提案によって軍事庁が任命する」と異なると、ヘルフェリヒの考えでは、軍団副司令官のもとに必ずしも労使代表同数構成が保証されていない仲裁委員会が企業家と労働者委員会の間では解決できない衝突に対応する、そして

し合意が成立しない場合には、あるいは雇主が調停機関の決定を受け入れるのを拒否する場合には、被用者は仲裁委員会にたいし転出証明書の発行を要求することができる。そこで社会民主党と労働組合の指導者は、もし労働者が転職に際して「重大な理由」を挙げるならば仲裁委員会が転出証明書を労働者に与えるというだけでは十分ではないと主張した。彼らは仲裁委員会が「労働条件の改善の可能性」を「重要な理由」として特別に考慮する必要があるので、このことを法律に盛り込むよう要求した。最後に、補助勤務に従事する労働者の団結と集会の権利について社会民主党の議員から特に強い要求が出された。これによって彼らは、これらの権利を認めようとしなかった雇主と軍団副司令官にたいして法的圧力を加え、雇主と軍団副司令官が戦時下の戒厳令を濫用しないという保証をとりつけようとしたのであった。

以上のような対立にもかかわらず、ヘルフェリヒと社会民主党及び中間政党的の間で譲歩と妥協が行われ、多くの案件が合意された。労働者委員会について労働者委員会と職員委員会の二種類の委員会の義務的設置が認められることになった(祖国補助勤務法第一条)。また、この法律の執行に必要な種々な委員会への被用者代表の同権的参加を保証する権利も受け入れられた(同法第五、六、七条、第九条)。さらに「労働条件の適切な改善」を職場変更の「重要な理由」として認めさせたこと(同法第七条三項)及び補助勤務法に従事する労働者の結社・集会権を獲得したことも(同法第一四条)、労働組合側の重要な成果であった。しかしながら、社会民主党と中間政党的の方でも別の問題では妥協を余儀なくされた。彼らはもともと労働者委員会を二〇名以上雇用されているすべての工場に義務的に設置するよう要求したが、五〇名以上の工場に譲歩した(同法第一条)。また彼らは、労働者委員会と調停局のシステムを鉄道部門に拡大することは断念しなければならなかった。⁽⁷⁾

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

今や二〇条にまで膨らんだ補助勤務法案は、全体として見れば、その前半部分はヘルフェリヒ案を修正した条項と、その後半部分は労働組合関係議員の提案を修正した条項から構成されることになった。まさしく両者の妥協の産物となった補助勤務法案は、第三説会の最後に行われた投票において二三五対一九票の大差で通過した。反対票は社会主義急進派の票であった。八名の社会民主党議員が棄権した。他の一票は無効票であった。そして一二月四日に連邦参議院が法案を承認し、翌五日に皇帝の署名により「祖国補助勤務法」は施行された。

祖国補助勤務法 (一九一六年二月五日)⁽⁸⁾

第一条 満一七歳から満六〇歳までのドイツ人のうち軍役に徴用されていない者はすべて、戦時中は祖国補助勤務に従事する義務がある。

第二条 政府機関、公的施設、軍需工場、農業・林業、看護、あらゆる種類の戦時経済組織、その他の戦争指導や国民の物資補給を行うのに直接的または間接的に重要な職業や経営で働く者はすべて、その員数が需要を上まわらない限り、祖国補助勤務に従事する者とみなされる。

補助勤務に従事する義務のある者のうち、一九一六年八月一日以前に農業・林業で就労していた者は、転職の目的でこの職業から祖国補助勤務の別の仕事に移ることは認められない。

第三条 祖国補助勤務の指導監督は、プロイセン陸軍省付置の軍事庁がこれを行う。

第四条 政府機関で就労している者の数が需要を越えているかどうか、越えていればどの程度かという問題は、軍事庁の了解のもとで管轄の帝国または邦の中央官庁が決定する。どの施設が公的施設としてみな

されるか、そこで就労している者の数が需要を越えているかどうか、越えているとすればどの程度かという問題は、軍事庁が管轄の帝国または邦の中央官庁との話合いの後に決定する。

そのほか、第二条の意味での職業や経営が重要であるかどうか、及びある職業、ある組織またはある経営で就労している者の数が需要を越えているかどうか、越えているとすればどの程度かという問題は各軍団副司令官の管区か、もしくはは管区の一部に設けられる委員会が決定する。

第五条（第四条二項の）委員会は將校を議長として、二名の高級国家官吏（うち一名は営業監察官）、使用者と被用者の代表各一名から構成される。將校及び使用者と被用者の代表は軍事庁が任命する。バイエルン、ザクセン及びヴュルテンベルクでは陸軍省がこれを行う。これらの邦では法律の施行は一般に軍事庁の了解のもとで陸軍省が行うことになっている。

上級官吏の任命は、邦の中央官庁もしくはこれの指定する官庁が行う。軍団副司令官の管区が複数の邦の地域にまたがるならば、官吏はこれらの邦の管轄官庁によって任命される。委員会の決定に際しては、当該の経営、組織または職業が所在する邦の官吏が関与する。

第六条（第四条二項の）委員会の決定に不服がある場合は、軍事庁に設置される中央機関に申し立てることができ、この機関は宰相の任命する官吏二名と、当該経営、組織または職業が所在する邦の中央官庁によって任命される官吏一名、及び使用者と被用者の代表各一名から構成される。これらの代表の任命は第五条二項が適用される。海軍の利益に抵触する場合には帝国海軍庁の將校一名が任命される。バイエルン、ザクセンまたはヴュルテムベルクの委員会の決定にたいし不服申し立てがなされた場合には、

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（六）

それらの邦の陸軍省によって将校一名が任命される。

第七条 補助勤務義務者のうち第二条の意味で就労していない者については、いつでも祖国補助勤務に徵用することができる。

徵用は通常まず軍事庁か、または邦の中央官庁の仲介で指定された機関が自発的志願の要請を出すことからはじまる。この要請が十分に満たされないならば、個々の補助勤務義務者は委員会の特別な文書によって召喚される。この委員会は通常は補充委員会のあるすべての地区に形成される。その構成は将校を議長に、高級官吏一名、使用者と被用者の代表各一名である。賛否同数の場合は、議長の票によって決着がつけられる。将校及び使用者と被用者の代表の任命には第五条二項が適用される。上級官吏の任命は邦の中央官庁か、あるいはその指定する官庁がこれを行う。

特別な召喚状を受け取った者は誰でも、第二条にあげられている職場で仕事を求めなければならない。召喚状の配達後二週間以内に就労することができない場合は、委員会が転職の面倒をみるものとする。転職についての不服は、軍団副司令官のところに設置される委員会（第四条二項）がこれを決定する。不服申し立を就労延期の理由にすることはできない。

第八条 転職に際しては、補助勤務義務者の年齢、家族状況、居住地と健康、及びこれまでの仕事ぶりが可能な限り考慮される。同様に、転職後の賃金が就労者とその扶養家族を養うのに十分な収入であるかどうかも検討されねばならない。

第九条 第二条であげられている職場の一つで働いているか、あるいは最近二週間以内に雇用された補助勤務

義務者について、彼が使用者の同意のもとに転出したことを証明する前の使用者の書類を提出しない限り、誰もこの者を雇用してはならない。

使用者が補助勤務義務者によって申請された証明書を交付するのを拒否するならば、この者は委員会に不服を申し立てることができる。委員会は通常、募集委員会のある各地区に形成される。その構成は議長として軍事庁の委託を受けた者一名と、使用者と被用者の代表各三名である。これらの代表のうち各二名は常任である。彼らは通常は当該の補助勤務義務者が所属する職業グループから任命される。委員会は調査の後、転出のための重要な理由が存することを認めたらば、使用者の証明書の代わりに、それと同等の効力をもつ証明書を発行する。

重要な理由として、とくに祖国補助勤務における労働条件の適切な改善が当てはまる。

第一〇条 第四条二項、第七条二項、第九条二項にあげられている委員会が行う訴訟手続きの指示は、軍事庁がこれを行う。

軍事庁は（第五条、第六条、第七条二項、第九条二項の）委員会へ使用者と被用者代表を召喚するために、使用者と被用者の経済組織にたいし提案リストの提出を求めることができる。

第九条二項の委員会に課せられた義務を遂行する上で、すでに同様な委員会（戦時委員会等）が存在する場合は、その委員会は戦時委員会の同意のもとで「第九条二項の」委員会の代わりをすることができる。

第二一条 祖国補助勤務のために活動する経営のうち、営業条例第七章に該当し、通常五〇名以上の労働者が就

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（六）

業している経営には、常設の労働者委員会が設置されなければならない。

そのような経営のうち、営業条例第一三四条hまたは鉱山法による常設の労働者委員会がない場合には、これは設置されねばならない。これらの労働者委員会のメンバーは、経営のまたはその部局の成人労働者によって彼らのなから比例選挙の原則により直接秘密選挙で選ばれる。詳細は邦の中央官庁が定める。

同じ原則に従って、且つ同じ権限をもって、第一条であげられている種類の経営のうち保険法により職員保険に加入義務のある職員のある五〇人以上の経営に、これらの職員のための特別な委員会（職員委員会）が設立される。

第二二条 経営の労働者の内部と、被用者と雇主との間に良好な関係を促進することが労働者委員会の義務である。委員会は、経営の施設、経営とその福祉施設の賃金及びその他の労働条件に関する労働者の希望と苦情を企業家に認識させ、そしてこれらについて意見を述べることを申し出る。

労働者委員会はそのメンバーの四分の一以上の要求で会議の日程を決め、そして提案された審議対象を議事日程に組み込まなければならない。

第二三条 第一条に述べられた種類の経営において、賃金またはその他の労働条件をめぐる衝突の際に使用者と労働者委員会の間に合意が成立しない場合、双方が営業裁判所、鉱山営業裁判所、イマングの調停局、または商人裁判所に調停を依頼しないならば、第九条二項にあげられている委員会に双方から仲裁機関として依頼することができる。この場合、営業裁判所法第六六条、第六八条から第七三条に対応す

る次の条件が適用される。それは双方のうち一方が出席しないか交渉に応じない時でも、仲裁裁定が出されること、及び使用者としてあるいは労働者委員会のメンバーとして紛争にかかわった人々が仲裁裁定に関与してはならないという条件である。

營業条例第七章にかかわる經營のうち、祖国補助勤務のために活動する經營に常設の労働者委員会が營業条例や鉱山法によっても、また本法第一一条二項や三項によっても設置されないならば、賃金やその他の労働条件について労働者と使用者の間で争いが生じた場合、第九條二項の委員会に仲裁を依頼することができる。同じことは、農業經營にも適用することができる。それに対応して、第一條二項の規定が適用される。

使用者が仲裁裁定に従わないならば、転出を承認する証明書（第九條）が当該被使用者にたいし、その要請に基づき与えられる。被使用者が仲裁裁定に従わないならば、仲裁裁定を根拠づける動機からこの者には与えられない。

第一四條 補助勤務に従事する者について、彼らの法的権利である結社・集会権の行使が制限されてはならない。

第一五條 陸軍と海軍が管理する工場の經營にたいし、所管の役所によって第一一條と第一三條の意味での規定が発令される。

第一六條 本法に基づいて農業にまわされた工業労働者は、ゲジンデ「農業の奉公人」にかんする州法の規定は適用されない。

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

第一七条 軍事庁や委員会が公式の通達や直接の照会によって要求する雇用問題と労働問題にかんする情報と、賃金と経営状態にかんする情報は提供されねばならない。

軍事局は、その委任者に経営を調査させる権限を有する。

第一八条 次の者は、一年以内の懲役と一万マルク以下の罰金、もしくはそのいずれかの刑または拘留によって罰せられる。

一 第七条三項に基づいて指示された転職を行わない者、または、この者に割り当てられた仕事を止むを得ざる理由なしに拒否する者

二 第九条一項の規定に違反して労働者を雇用する者

三 第一七条で規定された情報を一定期間内に提供できないか、あるいは情報を提供するさいに本質的に真実でないか、不完全な報告をする者

第一九条 連邦参議院はこの法律の施行に必要な規定を発令する。一般的な条例は、帝国議会が自分たちの中から選出した一五名のメンバーからなる委員会の同意を必要とする。

軍事庁は、委員会にたいしすべての重要な経過にかんする最新の情報と、要請による情報を提供し、委員会の提案を受け入れ、そして一般的な重要指令が発令される前に委員会の意見表明を求めるよう義務づけられる。

委員会は帝国議会の討議が中断されている間も、会合を持つことができる。

連邦参議院は一年以内の懲役と一万マルク以下の罰金、もしくはそのいずれかの刑または拘留によつ

て実施規定の違反を罰することができる。

第二〇条 法律は告知の日に発効する。連邦参議院が失効の日を定める。ヨーロッパ列強との講和条約締結後の一ヶ月以内に、連邦参議院がその権限を停止するならば法律は失効する。

(1) Sten. Ber. Reichstag, 76. Sitzung (29. Nov. 1916), S. 2158-2160.

(2) Begründung des Entwurfes eines Gesetzes, betreffend den vaterländischen Hilfsdienst, vom 24. Nov. 1916, in: Sten. Ber. Reichstag, XIII. Legislaturperiode. II. Session, 1916, Bd. 320, Anlage zu den Stenographischen Berichten, Nr. 509, Reprint 1986, S. 2-3.

(3) Sten. Ber. Reichstag, 76. 77. u. 79. Sitzung, S. 2172, 2176-7, 2184, 2206, 2209, 2217, 2219, 2225, 2229, 2230. なお、保守党の「女性労働への法律の拡張」賛成論の背後には、農業の女性労働の工業への流出を強制的に防止したいという農業家の意図が見られた。反対意見は、女性労働の雇用が強制的に義務づけられた場合、工業家は同時に適切な労働条件と住居を負担しなければならないという理由と、強制労働にたいする反対という理念的理由をあげていた。

(4) 女性労働は補助勤務法に規定されなかったが、軍事庁は、工業家にたいし兵役免除労働者をではなく、他のタイプの、とりわけ女性労働者を訓練し利用することによって軍のマンパワー政策に協力するよう要請すると同時に、適切な労働条件、快適な住居、保育施設などを整備することによって女性労働の利用を促進するための社会政策的措置を講ずるよう努めた。 Cf. G. D. Feldman, op. cit., p. 306-7 [S. 247].

(5) Sten. Ber. Reichstag, 76. Sitzung (29. Nov. 1916), 77. Sitzung (30. Nov. 1916), 79. Sitzung (2. Dez. 1916), S. 2155-2330.

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (一六)

- (9) G. H. Feldman, op. cit., p. 237 [S. 198].
- (7) Sten. Ber. Reichstag, 79. Sitzung (2. Dez. 1916), S. 2310-2314.
- (8) Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst, vom 5. Dezember 1916, in: Reichs-Gesetzblatt, Jahrgang 1916, Nr. 276, S. 1333-1339. 同法の解説を、vgl. Eugen Schiffer und Joh. Junck, Der vaterländische Hilfsdienst—Erläuterungen und Materialien zum Gesetze über den vaterländischen Hilfsdienst vom 5. Dezember 1916, Berlin 1917. Ludwig Elster, Das Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst (vom 5. Dezember 1916), in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 107. Band, III. Folge 52. Band (1916. II), Jena 1916, S. 756-767.

(4) 祖国補助勤務法のもとの軍事庁

(a) グレーナーと労働組合

補助勤務法の成立過程を通じて培われたグレーナーと労働組合の間の友好的関係は、一九一六年二月二日にベルリンで開催された労働組合会議⁽¹⁾においていっそう深められた。この会議はドイツ労働組合の歴史のなかで特別な意義を持つものであった。ただし、この会議には社会主義系の自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシュドゥンカー労働組合などの、黄色組合を除くすべての労働組合グループが代表を送っており、しかもグレーナーらの政府高官も出席したからである。このような会議は、これまで前例のないことであった。グレーナーがこの会議に出席したのは、新しく彼に任された軍事庁の任務を遂行するには労働組合の協力なしには不可能であると考えたからであった。労働組合の方も、補助勤務法のもとの軍事庁と連携して仕事をすすめなければならぬと考えていたのである。

この会議に集まった労働組合の代議員たちは、グレーナーの挨拶に暖かい拍手をおくった。「私「グレーナー」は、法律の審議を通じてあなた方の代表者の多くと面識を持つようになりました。私はあなた方と知り合いになることができ、幸せでした。そして本日、あなた方とともに過ごすことができずことを特にうれしく思います。私たちはお互いに最高の信頼関係を築き、そして講和締結の一ヶ月後に補助勤務法が失効した時、互いに手をとり合い、次のように言いあえるようになりたいものだと思います。それは、私たちがものごとを分別よく処理し、それから、戦時中の共同の仕事の経験から来るべき平和時にも私たちを引き裂く多くのことを回避するようになってほしいし、また私たちの共同の戦時の作業を通して蒔かれた素晴らしい種がドイツ国民の発展のために発芽してほしいという希望と期待を作り出したのだ、と言うことです。(大喝采)⁽²⁾」その後一九一七年一月一日には、グレーナーは陸軍大臣シュタインとともに、労働組合の会合にたいする規則を緩めるよう軍団副司令官に要請した。「閉じこめられた不満を緩めるための……安全弁」を供給することが必要であると考えたからである。「多くの場合、会合が妨げられずに行われるのは望ましいことである。その結果、信頼されるリーダーは労働者の不平と希望を発見し、それらを鎮め啓発する機会を持つことができる。この点で労働組合のリーダーは、例外なく信頼される人物としてその実を示した。労働者は、全体としてみれば時代の使命をよく理解し、そして必要な場合には、分別のある影響を行使した。集会法の改正が通過した後には、労働組合は改正によって定められた範囲内で活動する限り、もはや政治的団体としては見なされない。」⁽³⁾

グレーナーの政策は補助勤務法の規定をバックに労働組合を強める方向をとった。労働組合の代表は、今や、国中に新設された補助勤務法関連の労使同権委員会に座席を持った。彼らは食糧問題についても軍事庁の仕事に

参加した。また彼らは、増加した労働者委員会の委員に選ばれた。政府の承認のもとで労働組合は労働者の利益を代表することを一般にも認められるようになったため、大きな影響を獲得した。一九一七年以降、開戦の最初の二年間に記録された自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシュ・ドゥンカー労働組合の組合員数の減少傾向はストップし、それぞれの組合員数は増加に転じた。⁽⁴⁾自由労働組合総務委員会は、補助勤務法成立直後の二月八日に『ドイツの労働組合に組織された労働者と職員へ！』なる声明を発表して次のように述べている。「自由な労働協約と移住の自由について制限が加えられた。しかしこの新しい法律は労働者に義務のみをもたらすものではなく、帝国議会の積極的な協力によって戦時中の利益代表には十分すぎる形で労働者と職員の権利を保証することに成功した。——これはこれまで行われていた権利状態の著しい改善であり、すべての労働組合グループのエネルギー的な活動なしには達成されなかったであろう」と。⁽⁵⁾この法律を通じて労働組合が獲得した最大の成果の一つは、各種レベルでの労使同権の委員会への被用者代表の参加であった。とりわけ、国政または地方自治レベルの政策参加を意味する超経営的レベルでの同権の参加と経営レベルでの労働者委員会の拡充は、たとえ軍事庁のコントロール下におかれていたにせよ、また苦情処理や紛争調停の枠内に限られていたにせよ、前記の大ベルリン金属工業戦時委員会に比すれば、労働組合の参加政策を一步進めるものであり、労働組合グループの努力に負うところが大きかったことは否定できない。しかしそれにもかかわらず、そうした前進が可能であったのは基本的には軍部による軍需生産の緊急増強の要請と近代戦に不可欠な一般大衆の主體的参加の要請に規定されていたのである。労働組合はストライキの放棄と移動の自由の制限を犠牲にしてこれらの要請に応えたのであり、そこから生ずる労働者の不利益を緩和し、不満を回避するために各レベルでの超経営的参加政策の前進に

努めたと言ふことができる。そこで以下では、超経営的レベルの政策参加と経営レベルの労働者委員会に分けて、その意義を明らかにしておきたい。

まず労働組合の超経営的参加政策について、次の三つの点を指摘しておくことが重要であると思う。一つは、帝国議会への法案上程にあわせて出された前記の労働組合関係議員の提案のうち第四番目の「委員会」の性格についてである。この「委員会」は、経営技術的な問題と一般的な経済問題に関して決定を行うことが予定されており、他の委員会にみられる苦情処理、紛争調停機能、あるいは開戦当初の労使共同体にみられた社会政策的機能とは異なつて、経済指導への参加が考えられていることは注目に値する。この時点ではまだ不明確だが、敗戦と革命期にむかつて徐々に労働組合の超経営的参加政策のなかで主要な地位を占めるようになるからである。⁽⁶⁾二つは、上述のごとく補助勤務法のもとで雇主側は被用者代表との同権的参加を義務づけられるわけだが、以後敗戦までの一年半余にわたるそこでの経験が敗戦を目前にした重工業大企業家の政策転換の背景の一つになったことである。⁽⁷⁾三つは、補助勤務法の成立過程を通じて自由労働組合と他の協調主義的労働組合、つまりキリスト教労働組合およびヒルシュ・ドゥンカー労働組合との協力がほぼ確立したことである。両者の協力はすでに以前から見られたが、この法律成立直後の一月二日にベルリンで開催された合同報告会では「祖国補助勤務法の実施について全力をもって協力する」旨の共同決議を発表するまでに進展した。⁽⁸⁾その後この協力関係はさらに進み、一九一七年には自由労働組合総務委員会の提唱により、永続的な連合組織として「自由と祖国のための国民同盟」(Volksbund für Freiheit und Vaterland)が結成され、大戦末期の社会政策の中心問題となった労働会議所法制定運動の母体となった。そしてこれが後の労使の「中央労働共同体」の形成のさいの労働組合側の共同行動の素

地となるのである。

次に労働者委員会について述べる。労働者委員会は補助勤務法第一条と第一二条においてその設置義務の条件と活動の目的が規定された。ここで法的規定を与えられた労働者委員会は、親睦と苦情処理を目的とする経営レベルでの従業員代表組織であり、また二〇名以上の経営に設置を義務づけようとした労働組合の要求は満たされなかったが、しかしこの組織が一般の労働者ともっとも密接した存在であったため、自由労働組合総務委員会はいち早くその掌握をめざし、さきに引用した一月八日の総務委員会の呼びかけのなかで、「あらゆる職場の労働者と職員の最初のもっとも重要な仕事は、自分たちのなかから労働組合に組織された代表者を経営委員会に選出することである」旨訴えた。⁽⁹⁾ 後になって、この労働者委員会はさらに一歩進んで、超経営的参加機関の最下部機関として位置づけられることになる。つまり一九一八年のはじめに発表された自由労働組合の社会政策プログラムによれば、「県や邦のレベルで同権的な労働会議所が設置されること、——同じ施設が地区レベルでも設けられること、被用者代表の最下部段階として、二〇名以上の従業員のいる経営では祖国補助勤務法の規定と結びついて一般的な労働者委員会が設けられること」が謳われた。⁽¹⁰⁾ 当時すでに表面化していた社会民主党の分裂をきっかけとして、自由労働組合内部にも反執行部グループが形成されつつあり。⁽¹¹⁾ さらにこの時期に前後して発生した、例えば一九一六年夏の鉱山労働者ストライキ、一九一七年四月の軍需工場大ストライキでも、総務委員会や組合執行部のストライキ戒告を破って一般労働組合員の参加が見られたが、こうした状況のもとで上記のごとき総務委員会の労働者対策は、その超経営的参加政策と結びついて一般労働者の組織的統合化の方向にむかって進んでいくのである。⁽¹²⁾

これにたいし重工業の大企業家たちは、軍事庁と労働組合との間でつくられた社会的パートナシップを喜ばなかったことは言うまでもない。彼ら自身、自分たちの望むパートナシップを一九一七年一月七日の『雇主新聞』の中で次のように示した。「われわれはわが国の国民のために、統一した強力な社会的パートナシップを心から望んでいる。しかしわれわれは、この社会的パートナシップを仕事のためのパートナシップ……であると理解している。それは、その背後に一般的平等と多数の支配という不可能な原理を隠していないような仕事、しかし自分自身のものを各人に与える仕事、ある人が指導し、他の人が従うように適材適所である仕事、すべてのメンバーが自発的にラインにつくようなパートナシップ、ここでは全体の福祉のみが決定的であるようなパートナシップである！」⁽¹³⁾軍需生産を請け負っている重工業の大企業は、OHLにパイプを持ち、労働組合の権力政治と補助勤務法の不当性を指摘することによって自らの地位を防衛する一方で、黄色組合を組織して自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシュフェルドゥンカー労働組合の被用者代表に對抗しようと努めた。これらの三つの労働組合は、大企業家の援助を受ける黄色労働組合を正当な労働者組織として認めるのを拒否したため、補助勤務法の委員会のための代表者リストを共同で作る際に、黄色組合の参加を初めから閉め出すことを望んだ。⁽¹⁴⁾黄色組合問題は、大企業家にとって労働組合の増勢に対抗する最後の砦であり、敗戦時にこれを見放すまで続いた。

- (1) Paul Umbreit, Die deutschen Gewerkschaften im Kriege, in: P. Umbreit u. Charlotte Lorenz, Der Krieg und die Arbeitsverhältnisse, Stuttgart, Berlin und Leipzig 1928, S. 146. Schultness' Europäischer Geschichtskalender, Neue Folge 32. Jg. 1916 (Der ganzen Reihe 57. Band, 1. Teil), München 1921, Kraus Reprint (1976), S. 628-634.

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

- (2) Ibid., S. 632.
- (3) Zitiert bei: G. D. Feldman, op. cit., p. 321 [S. 258].
- (4) 第一次大戦中のドイツの大手労働組合の組合員数 (Gerhard Bry, *Wages in Germany 1871-1945*, Princeton, 1960, p. 32)

年	自由労働組合	キリスト教労働組合	ヘルツェンシュタイン労働組合	合計
1914	2,076	238	78	2,437
1915	1,159	178	61	1,396
1916	967	174	58	1,199
1917	1,107	244	79	1,430
1918	1,665	405	114	2,184

- (5) Die Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, *An die gewerkschaftlich organisierten Arbeiter und Angestellten Deutschlands*, zitiert bei: P. Umbreit, op. cit., S. 245-8.
- (6) 山田高生「第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策②」成城大学『経済研究』第五八号(昭和五二年三月)一三九ページ以下参照。
- (7) 同上論文「一四五ページ以下」。
- (8) P. Umbreit, op. cit., S. 248-9.
- (9) Ibid., S. 247. 補助勤務法の施行以後、労働者委員会の数は急速に増加した。労働者委員会の活動も、被用者家族の生計費上昇に対応して賃上げ要求をめぐって展開した。
- (10) H. J. Varain, op. cit., S. 109.

- (11) Fritz Opel, Der deutsche Metallarbeiterverband während des ersten Weltkrieges und der Revolution, Hannover und Frankfurt am Main 1962, S. 49. Siegfried Nestrepke, Die Gewerkschaftsbewegung, 3 Bde., Stuttgart 1921, S. 65ff.
- (12) Ibid., S. 36ff.
- (13) Arbeitgeberzeitung, Jan. 1, 1917, zitiert bei: G. D. Feldman, op. cit., p. 322 [S. 259].
- (14) Ibid., p. 323 [S. 259].

(b) 補助勤務法第九条の問題

帝国議会本会議で大きな争点になった第九条の規定は、その後の展開に大きな問題を残すことになった。まず第九条の前段では、補助勤務の指定をうけた工場で働く労働者について、この者は雇主の発行する転出許可書を所持しないかぎり、誰も雇用してはならない旨の、いわば祖国補助勤務法の基本原則がうたわれていた。その後段は、当該労働者が申し出た転出許可書の発行を雇主が拒絶した場合の対応策として、その労働者は軍事庁が任命する議長のほか雇主代表と被用者代表各三名からなる委員会に苦情を申し出ることができることを定めていた。申し出をうけた委員会は調査の後、退社のため「重要な理由」が存すると認められた場合には、委員会は雇主の転出許可書に代わる証明書を発行できるが、そのさい「重要な理由」として、とくに祖国補助勤務における労働条件の適切な改善が当てはまる」ことが定められた。見られるように、この規定は前段においては原則的に労働義務制を定め、労働力の引き抜き防止と低賃金による戦時利得をねらう大企業の意図と軍需生産の増強を意図する軍部との利害の一致を示していた。しかしその後段では、前記の大ベルリン金属工業戦時委員会をひきついで労使同

権の委員会の設置が定められており、これによって雇主側は戦前からの伝統的なヘル・イム・ハウゼ (Herim-Hause) 的労使関係に法的な制約が加えられることになった。その上「労働条件の適切な改善」が委員会による転出証明書発行の理由として加えられたことは、「適切な (angemessen)」という言葉が曖昧なものだけに、雇主側と労働者側のそれぞれに混乱を引き起こした。

まず雇主側には、このことは高賃金を求める移動も認めることになるのではないかと懸念を与えた。そのため雇主団体は「被用者の職場又は経営の移動を困難にするため、補助勤務法の変更を行うよう」⁽¹⁾ 努め、ドイツ雇主団体連合のニュルンベルク新聞によれば、調停委員会の決定権限はもっと狭められるべきで、職場の労働条件が地域の事情にてらして適切でない場合のみ、転出証明書の発行を認めることが要求された。⁽²⁾ 雇主側は政府、軍部の態度が労働組合にたいしあまりにも譲歩的でありすぎることには不満をいだいていたのである。これにたいし労働組合のリーダーたちは、賃金と労働条件の「適切な改善」を望む労働者に調停委員会が転出許可書を与えろというこの法律の目的にそって労働者保護の立場から「解釈する」ことを欲した。彼らは労働者が雇用の場所を変えるたびに賃金の「かなりの」改善が行われることを期待したのである。しかしこれは同時に、転職を促進し労働市場を混乱させるといふ結果を生んだ。当然のことながら、労働者たちはよりよく支払われる仕事を見出すために、すべての利用し得る機会を捉えようとしたからである。とりわけ自宅の近くに職場を見い出そうと欲した兵役免除労働者にこのことはよく当てはまった。また雇主も、より高い賃金を提示することによって熟練労働者である兵役免除労働者を雇用しようと努めた。

軍事庁はこのような突然の転職増加について雇主により多くの責任があると考えた。グレーナーは一月二一日

に行われた雇主と被用者へのアピールのなかで、より高賃金を得、自宅の近くに職場を探そうとする労働者を責めることはできない、むしろ、雇主は労働者を自発的に職場にとどまらせるようなあらゆる措置を講ずるべきであると述べる一方で、兵役免除労働者には調停委員会へ訴える権利が保証されるが、同時に工場での仕事よりも彼らの軍事的義務の方が優先されると警告した。⁽³⁾一九一七年二月二日に、グレーナーは兵役義務のある労働者に補助勤務法のあらゆる利益を与えるという軍事庁の政策を修正し、兵役免除労働者が指定された特定の職場から転出するならば、彼の兵役免除の根拠は直ちに消失するという指令を出した。⁽⁴⁾これは軍事上絶対必要な工場から兵役免除された熟練労働者が高賃金によって引き抜かれるのを防止するという意図のもとでなされた措置であったが、兵役免除労働者である熟練労働者の移動の自由をさらに制限したため、雇主側からは高利潤のチャンス喪失にたいする不満と労働者側からは高賃金のチャンス喪失にたいする不満が出された。まず雇主側は、兵役免除労働者にたいする雇主のコントロールをはじめから奪っていた第九条の改正を要求した。三月二三日に雇主協会は、グレーナーにたいし第九条の変更にかかわる提案を送付した。工業家たちは、最初のうち政府によって帝国議会に提出された法案（ヘルフェリヒ案）には反対ではなかったが、最後になって手直しされた第九条に反対であった。⁽⁵⁾労働者側は一九一七年一〜三月にルール、ベルリン、その他の都市でストライキを行い、賃上げを要求した。⁽⁶⁾ベルリンのドイツ武器・弾薬工場の工場長であるフォン・ゴンタルト博士 (Dr. von Gontardt) は、これらのストライキがより多くの食糧とより高い賃金が約束されて鎮静したという印象のもとでルーデンドルフに手紙を送り、補助勤務法が事態を悪化させていると警告した。ルーデンドルフが作りつつあった「進歩」は、今や「組織的な扇動家」によって脅かされつつあった。彼の見方では、補助勤務法は労働者に利益をもたらすが、雇主に

は役に立たなかつた。ベルリンにおける状況は、この法律が通過してから次第に悪くなつた。「この点にかんする政府のその場しのぎの措置は、絶対に支持し難いし、災難に導きつつある。」⁽⁷⁾これに答えてヒンデンブルクは、一九一七年三月九日の陸軍大臣宛の手紙のなかで次のように述べた。補助勤務法のもとで作り出された国内状況は「軍隊のモラルに不健康な影響」を及ぼしており、そして労働者がアジテーターに「唆されている」と述べた。自らの生命を危険にさらす将兵たちは一日あたり数ペニーを受け取るが、幾人かの熟練労働者は高級将校や野戦将校よりも多くの賃金を得ている。同様に、軍隊の事務所で働いている将兵たちが自分らよりも何倍も稼いでいる市民と一緒に同じ仕事をしなければならないことは認められないことである。ストライキは当初は食糧の欠乏によって引き起こされたが、急速に賃金運動に変化した。雇主は生産を維持するために譲歩しなければならなかつた。しかるにこの法律は、祖国にたいする義務を強調する代わりに「労働者の権利のために戦う手段になつた。」ストライキに参加した同じ労働者が軍隊に召集された時は、祖国のために死ぬ覚悟があるといふことは彼らが「唆かされている」ことを示しているのである。ルーデンドルフは「煽動家には、法律の仮借なさど厳格さで対応しなければならない。しかし補助勤務法がこのことをある程度まで妨げている。他方では、戒厳状態に於いての法律がこれに望ましい手がかりを与えている。」ことを指摘して、煽動家の取り締まりに戒厳令を利用すべきことを暗示したのであつた。⁽⁸⁾

これにたいしグレーナーの意見は、OHLのルーデンドルフや工業家のそれとは異つていた。彼はルールにおけるストライキの間、状況を調査し、労働組合リーダーと交渉するためにグレーナーの片腕であるマートンとベルリン金属労働組合の代表で軍事庁の委員会に参加しているシュリッケを派遣した。両者はエッセンで労働組

合のリーダーと交渉を持った。グレーナーは労働組合との交渉を通じて、補助勤務法第九条の問題を解決しようとしたのであった。⁽⁹⁾

六月一日に、ヒンデンブルクは「労働者賃金の急増」によって引き起こされたインフレーションを非難する手紙を宰相に送った。それは補助勤務法が労働者の賃金上昇の原因となっているから、何らかの変更が加えられねばならないという内容であった。次の言葉はヒンデンブルク（と実は、ルーデンドルフとパウアー）の気持ちをよく表している。「できることなら補助勤務法の廃止と、「兵役義務」の拡張または「女性の補助勤務義務」の新設が最上の解決方法であろう。そうなれば、労働者福祉などが十分に配慮されることになろう。」⁽¹⁰⁾ これを受けてグレーナーは、秋に帝国議会に提案するため、補助勤務法の改正を準備するよう軍事庁の法務部に命じた。そこで、第九条の改正にかかわる箇所を紹介しておく⁽¹¹⁾、ここには四つの新しい内容が付け加えられる予定であった。第一は、調停委員会に転出証明書の発効を要求する労働者は自分が働く予定の工場名を述べる。労働者は従来どおり他のどこよりもよく支払われる職場を探し権利を持つが、しかし自分がどこの職場に就く予定であるかをあらかじめ特定しなければならない。第二は、特殊な職業について特別に兵役免除された労働者の自由な移動を制限する権限を軍事庁に与えること。これは前述の軍事庁によって採用された方法を合法化しようとするものである。第三は、法律のなかの抜け穴を矯正すること。以前は調停委員会の決定を待つことなしに職を去った労働者は、もし委員会が彼が望む通りに決定を下したならその損失日数について補償を受け取ることができたが、今やこれに該当する労働者は新しい職場を自動的に失い、非自発的にとった二週間分の休暇の費用を分担しなければならぬ。第四は、第九条の規定に一六才と一七才の間の女性労働者に適用される条項を挿入するこ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

と。これは女性の労働を強制するものではないが、しかし働く人はすべて転職する前に転出証明書を得なければならなくなるわけだから、このような方法で軍事庁は女性労働者の高い転職率を抑えることを期待したのであった。

以上のような形で、グレーナーはOHLの改正要求を満たそうとした。確かに彼は、現行の補助勤務法のもとでは軍隊のためのマンパワーの供給が徐々に減少し戦力低下につながる一方で、労働者の転職と賃金運動が活発となりインフレーションを促進する危険があるという点でOHLおよび工業家たちと意見を同じくした。しかし同時に、グレーナーは雇い主の戦時利得の上昇もこの状況に重要な役割を果たしており、インフレーションを加速させる重要な要因になっているという事実を見逃さなかったのである。

- (1) P. Umbreit, op. cit., S. 252.
- (2) Ibid., S. 253.
- (3) G. D. Feldman, op. cit., pp. 309-310 [S. 249].
- (4) Verfügung des Kriegsamts an die Militärbehörden in der Heimat—Regelung des Verfahrens bei der Wiedereinberufung reklamierter Wehrpflichtiger, vom 2. 2. 1917, in: Wilhelm Deist, Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914-18, Teil I, Disseldorf 1970, S. 563-5.
- (5) G. D. Feldman, op. cit., p. 327 [S. 263].
- (6) Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Chronik, Teil I (Von den Anfängen bis 1917), Berlin 1965, S. 326-329.

- (7) Zitiert bei: G. D. Feldman, op. cit., p. 329 [S. 264].
- (8) Brief von Hindenburg an den Kriegsminister vom 9. 3. 1917, in: Erich von Ludendorff (Hrsg.), *Urkunden der Obersten Heeresleitung über ihre Tätigkeit 1916-1918*, Berlin 1920, S. 136-7.
- (9) G. D. Feldman, op. cit., p. 332 [S. 267].
- (10) Brief vom Hindenburg an den Reichskanzler von 15. 6. 1917, in: E. v. Ludendorff, op. cit., S. 138-9.
- (11) G. D. Feldman, op. cit., p. 384-5 [S. 306].

(c) 輸送危機と石炭・食糧管理問題

ヒンデンブルク・プログラムによって要請された軍需生産の大幅な増強という目標を達成するために設立されたグレーナーの軍事庁は、その法的根拠を祖国補助勤務法から与えられて一九一六年の暮から活動を開始したことはすでに述べたとおりである。しかし一九一六—一九一七年の冬は、軍需生産の増強という課題にとって最悪の時期であった。一九一七年二月には一、一八七、〇〇〇トンの鉄鋼が生産された。一九一六年八月よりも二二五、〇〇〇トンほど少なかった。これはヒンデンブルク・プログラムのもとで予想されたよりも二五二、〇〇〇トン少なかった。この時期に七、五〇〇トンの火薬の生産が見込まれたけれど、実際には六、四〇〇トンしか生産されなかった。この低い生産額が西部における戦術的退却というOHLの決定の主たる理由の一つとなった。この退却の目的はドイツの戦線を短くし、そして強力に要塞化されたジークフリート・ラインの背後に軍隊の防衛線を確保することにあつたのである。⁽¹⁾

一九一七年一月二六日には、ルーデンドルフはグレーナーに手紙を送った。それは「弾薬とその他の重要な軍

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (一六)

需品生産が後退したため、私「ルーデンドルフ」は、貴殿「グレーナー」にたいしこのような決定的に重要な問題に注意を向けていただきたくお願いしたい。」という丁重な文言からはじまっているが、しかしその内容は「工場の新設はさっぱり進んでいない」ことを指摘するなど軍需品生産の現状にたいする不満を伝えるものであった。そして「プログラムどおりの生産増強ではなく、むしろ供給の後退とか停止に追い込まれているが、それはもはや原料の不足が原因であるとは思えない。同様に、労働者不足に責任があるわけでもない。むしろその原因は、疑いもなく、貴殿もご存知のように主として輸送上の困難にあり、その影響は数カ月にも及ぶものである。」と述べて、軍事庁によるこれへの対応を求めた。⁽²⁾

しかし、もともと鉄道輸送の問題はヒンデンブルク・プログラムがつくられた時ほとんど考慮が払われていなかったのである。⁽³⁾ バウアーもルーデンドルフも工業家たちも、おそらく開戦当時の印象から鉄道局はどのような事態にも対応するだろうと考えていた。だが、ヒンデンブルク・プログラムのもとで弾薬の必要と新しい工場の建設にたいする需要が著しく増加したため、これが輸送システムの混乱をもたらした。その最初の徴候は、一九一六年九月後半に鉱山からルールの工場へ送られてくる石炭の輸送が不規則になったときに現れた。この状況は一九一七年の冬期に入るとますます厳しい状況になった。氷結が水路の使用を不可能にし、これがまた鉄道輸送の困難を高めた。重要な軍需工場のいくつかは石炭不足のため閉鎖されねばならなかったほどであった。

(1) Cf. G. D. Feldman, op. cit., p. 270 [S. 221].

(2) Brief General Ludendorfs an Generalleutnant Groener zu den Ursachen des Rückgangs der Kriegsproduktion

vom 26. 1. 1917, in: W. Deist, op. cit., S. 554-5.

(c) D. G. Feldman, op. cit., p. 255 [S. 210].

① 石炭管理の問題

ドイツはもう一度、重大な原料問題に直面した。当初は十分な石炭があると信じられていたが、しかし石炭は工場に送られてこなかった。もし石炭の分配が組織されなかったら、ドイツの軍需工業は閉鎖せざるを得なくなることとは明白であった。⁽¹⁾そこで軍事庁は、この事態に対処するために早速 KRA (戦時原料局) のなかに石炭調整部 (Kohlenausgleichstelle) を設置した。この石炭調整部は石炭生産者組織、商務省及び軍事庁のメンバーから構成され、そのもとに石炭生産者の顧問会議がおかれた。顧問会議の最初の会合 (二月六日) で、KRA の責任者であるケート (Koeth) は、ヒンデンブルク・プログラムの生産目標を実現するべく石炭生産者と販売者の協力が不可欠であると同時に、軍事庁が石炭供給について権限をもった唯一の政府機関であることを強調した。⁽²⁾こうした軍事庁による石炭管理体制の確立の努力にたいし、プロイセン邦の公共労働大臣ブライテンバッハ (Breitenbach) が反対を表明し、さらに宰相ベートマンも軍事庁の政策を「国家の全生活を軍事化しようとする」努力の現れと非難した。⁽³⁾ベートマンは一九一七年二月二四日の連邦参議院令によって、ドイツの石炭生産を国内の供給と輸出のために用いる権限を掌握した。この命令によって設置された石炭配分のための帝国委員会 (Reichskommissariat für die Kohlenverteilung) は、最初は一九一七年二月二八日の命令によって軍事庁の下部組織であったが、後に独立した組織となった。⁽⁴⁾こうした成立経緯から帝国石炭委員会は宰相に責任を持つが、グレーナーには

持たないことになった。結局、軍事庁は政府と共同して働き、その代表を通じてできる限り多くの影響を行使するということでも満足しなければならぬことになり、グレーナーの活動に枠がはめられた。

他方で、軍事庁の内部にも石炭危機にいかに対処すべきかをめぐって意見対立があった。ケートが中央集権的解決を欲したのにたいし、グレーナーは地方分権的解決を望んだ。ケートの見方では、石炭はあちこちに出回るほど十分ではないから、事前に石炭生産と貯蔵について調査が行われる必要があることと、この調査に基づいて石炭の配分が行われるべきだと主張した。彼は、種々な工場間の石炭の配分はベルリンによって規制される必要があると考へたのであった。これにたいしグレーナーは、ベルリンによって規制される石炭の配分という考え方には賛成であったが、地方の官庁の方が石炭の配分をより精確に決めることができると感じていた。グレーナーの意見に賛成であったメーレンドルフが、軍事庁の事務所の中に「地方石炭事務所」を設けるといふ提案をした。この事務所は地方の工業家と役人から構成され、ベルリンの帝国石炭委員会に地方のニーズを報告し、そして石炭委員会を通して入手した石炭を配分するという課題を持つというものであった。⁽⁵⁾ やがて二月の下旬に地方石炭事務所が設置され、三月と四月に輸送危機も若干緩和されたが、それにもかかわらず事態は前よりも悪くなった。その主たる原因は、冬季間を通しての輸送危機が、ドイツは自国の必要に見合うのに十分な石炭をもちや生産することができないという事実を覆い隠していたことであつた。ルールの炭坑に三二、〇〇〇輛の貨車が送られたが、そのうち二二、〇〇〇輛が動いたにすぎなかつた。⁽⁶⁾

こうした軍事庁内部の意見対立は、工場閉鎖・整理統合の問題でさらに深刻化した。グレーナーは一九一六年一月一日に「補助勤務法のもとでの工場の縮小または閉鎖」について彼にアドバイスする「経営の整理統合

のための常設委員会」(SAZ=Ständiger Ausschuss für die Zusammenlegung von Betrieben)を設立した⁽⁷⁾。この委員会は、民間機関と軍事機関の代表と、ドイツ工業戦時委員会、商業会議所、職人組織の代表から構成され、補助勤務法に直接関係する事柄を取り扱うことになった。しかしKRAのケートは、整理統合は原料不足と輸送問題が原因で必要になるのだから補助勤務法とは関係がないという考えを持っていた。また、一月二十九日に開かれた工業のリーダーとKRAの会合では、ケートは操業の継続を認められた会社の利益から閉鎖される工場の補償が支払われるなどを内容とした整理統合協定が結ばれていたという事実から明らかかなようにKRAがすでにSAZの設立以前に活動して、たことを指摘して、SAZ無用論を主張した⁽⁸⁾。これにたいしSAZの労働部門の代表であるオープンハイマー博士(Dr. Oppenheimer)は、性急な整理統合は失業をつくり出すという理由でケートのやり方に反対し、労働者の配置転換計画が作成される前にかなる整理統合も行ってはならないと主張した⁽⁹⁾。

WUMBAの責任者であるメーレンドルフは、軍事省内部の対立についてむしろ問題の根は種々な経済的利益を真に代表する組織の欠如にある考えた⁽¹⁰⁾。そこで彼は、ビスマルクに倣って、すべての利害関係者が職業別代表として選出される「国民経済会議」⁽¹¹⁾の設立を提唱した。彼の考えでは、戦時の状況は公平の基礎の上に経済問題を解決するのに適しているが、これが平和時にも機能しつづけるような団体をつくり出すことが重要であった。そしてグレーナーもSAZのメンバーもメーレンドルフの意見に賛成した。彼らは、戦時の緊急事態のもとで戦後の時期を心に描き、戦後の世界市場でのドイツの競争的地位をより有利に確保するために、ドイツ経済を合理化し、その手段として閉鎖と合併を考えていたのである。これにたいしケートは「戦時経済は、最少の経済的ダメージで済むような方法で戦時期の経済を行うことではない。戦時経済はむしろ戦争に勝つたために行うのであ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

る。」という考えから、グレーナーに「反対した」⁽¹²⁾。

グレーナーとケートの対立は石炭問題においてピークに達した。石炭不足の永続的性質が明確になるや否や、純粹な戦時経済原則に基づいて工業の閉鎖と整理統合が避けられなくなり、ケートの主張の正しさが実証されたような形で決着がついた。確かにIRAと帝国石炭委員会は工場閉鎖を実行する権限を持たなかったが、しかし一定の会社に石炭供給を拒否することができるというこの委員会に与えられた権限が同じ意味を持った。やがて帝国石炭委員会が施設の閉鎖について事実上決定力を持つようになり、最後には完全に石炭供給の監督を手中に収めるところまでいったのである。

その後五月一〇日に、OHLは前線からの四万人の鉱山夫を帰還させることによって、軍需品の増産にむけることを決定した⁽¹³⁾。しかし鉱山業のマンパワー不足は変わらなかった。設備は悪くなり、生産能力は低下した。加えて、食糧状況の悪化が生産に不利な効果をもたらした。軍需品増産のために予め解決しなければならぬ問題は、石炭供給の問題だけではなかった。むしろもっと深刻にOHLの戦争政策を脅かしたのは、食糧問題であった。

(1) Otto Goebel, Deutsche Rohstoffwirtschaft im Weltkrieg, einschliesslich Hindenburg-Programms, Stuttgart 1930, S. 34.

(2) G. D. Feldman, op. cit., p. 257 [S. 212].

(3) W. Groener, op. cit., S. 269. G. D. Feldman, op. cit., p. 258 [S. 212].

(4) O. Goebel, op. cit., S. 33.

- (5) G. D. Feldman, op. cit., p. 261 [S. 214].
- (6) Ibid., p. 262 [S. 215].
- (7) Ibid., p. 273 [S. 223].
- (8) Ibid., p. 274 [S. 223].
- (9) Ibid., p. 274-5 [S. 224].
- (10) Ibid., p. 279 [S. 227].
- (11) Kurt Marzisch, Die Vertretung der Berufsstände als Problem der Bismarckschen Politik, Marburg 1934.
- (12) G. D. Feldman, op. cit., p. 281 [S. 228].
- (13) Ludendorf an Groener vom 10. 5. 1917, in: E. v. Ludendorf, op. cit., S. 179-180.

② 食糧管理の問題

一九一六—一七年の冬の間、ドイツの国内の食糧事情は最悪の状態にあった。OHLは、早い時期からドイツの戦争政策を脅かす要因として食糧問題を認識しており、工業労働者に十分な食糧を供給する方策を模索していた。この問題については軍隊、工業家、および労働組合が一致していた。そこでグレーナーは、一月二十二日に農民に人間、馬、機械、化学肥料等の調達を組織化するために、各軍管区に戦時経済局(Kriegswirtschaftsamt)とその下部機関として戦時経済事務所(Kriegswirtschaftsstelle)の設置を提案した⁽¹⁾。グレーナーの計画では、この両方の機関は軍人を議長として、スタッフは地方官吏と農民の地元リーダーから構成される。彼らは軍団副司令官と直接接触することによって農民の要求にスピーディに対応し行動することができる。しかし東プロイセン州知

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (一六)

事で KEA (戦時食糧局) の局長であったバトツキ (Batocki) がこの計画に反対した。なぜなら、軍の地区割りは行政上の県や州とは一致しなかったため、県や州の行政機関が無視されることになるからである。彼は地域における生産の究極的責任を担う地元の知事が戦時経済局の運営に決定的な発言権を持たねばならないと考えたのである。グレーナーはこのバトツキの考えを全面的に受け入れ、自分の提案を修正した。軍の地区割りの代わりに行政上の地区に戦時経済事務所が設置され、これらの機関は各地の軍団副司令官によって任命された軍人の議長のもとにおかれた。⁽²⁾ これにたいし戦時経済局の方は知事が議長に就任した。一九一七年一月八日に正式に発足したこの新しい機関はよく働いた。戦時経済局はそれぞれの地域の植付けと収穫の前に作業に必要な農民の数を確かめ、それを軍団副司令官に報告した。そしてこの将官は今度は必要な人力、馬、機械を調達する。人力の必要が特に緊急である場合は兵役を免除するか、あるいは、休暇を認めてこれに対応する。このようにして戦時経済局と戦時経済事務所は、それらの生産的資源の割当と利用を管理したのであった。

これにたいし、「激しい労働」に従事する工業労働者に特別に肉と油の割増し配給を行うという仕事の方は、必ずしも旨く運ばなかった。けだし、誰がこの割増しを受け取るかについての具体的な決定レベルで、軍事庁の職員と政府機関との間に齟齬が生じたからである。一九一七年の二月半ば以後、食糧割増しをめぐる軍事庁と政府機関との間の衝突は、次官のミヒャエーリス (Georg Michaelis, 1857-1936) がプロイセン食糧委員会委員 (Königlich Preussischer Staatskommissar für Volksernahrung) に任命されたことによってより基本的な対立に移った。もともと食糧供給の混乱の原因の一つはプロイセン行政における商務、大蔵、農業、内務の各省間の縦割り行政にあったが、ミヒャエーリスはその打開策として閣僚がプロイセンの食糧供給を管理し、プロイセン内閣の名で食糧委員

会が官僚に命令を出すように統合するという提案を行った。そしてこの提案は、これまで食糧政策の中心機関であったKEAをミヒャエーリスの管理下におくことを意味したのである。一九一七年二月一七日にミヒャエーリスの提案は受け入れられ、彼自身はプロイセン食糧委員会の委員に任命された。⁽³⁾

ミヒャエーリスは、今や、食糧問題の管理に参加するプロイセン政府機関にたいし実質的なコントロールを掌握した。さらに彼は直接ルーデンドルフのところへ行き、軍事庁が食糧問題について持っている権限をすべて自分と与えるよう取り計ってほしいと頼んだ。これによってミヒャエーリスは、軍団副司令長官、軍事庁事務所、戦時経済事務所にたいしより直接的な影響を持つと欲したのである。しかしグレーナーには、軍事庁内部でそのような有力な地位をミヒャエーリスに与えることは到底受け入れ難いことであった。そこでグレーナーは、彼の方から軍事庁と食糧委員会との間の密接な協力が必要であるとミヒャエーリスに語ったり、軍当局へ命令を出す場合ミヒャエーリスと協力して行うことを約束したりするなど、ミヒャエーリスがなにかと軍事庁の食糧政策に介入してくるのを妨げようと努めた。⁽⁴⁾ ミヒャエーリスは、いかにも法律家らしく労働者の食糧調達について一般に黙認されていた闇市場でこれを行うのを禁止すべきだという意見を持っていたし、また軍事庁が工業労働者の食糧割増し分配を管理した方法についても批判的であった。闇市場と食糧割増し政策は、軍事庁にとっては労働者を鎮める有効な手段であり、ミヒャエーリスの厳格主義的対応には馴染まない部分であった。しかしミヒャエーリスの依頼を受けたルーデンドルフは、二月一六日のグレーナー宛の手紙で「ミヒャエーリスは兼職として軍事庁に向向し、食糧と農業生産のあらゆる問題について貴殿「グレーナー」の代理を務めることにする。そしてミヒャエーリスは、貴殿を通して軍団副司令官、軍事庁、戦時経済局にたいし影響を持つことになる。」と

述べて、ミヒャエーリスの意見を支持した。ここでも、グレーナーの権限は骨抜きにされつつあったのである。⁽⁵⁾

最後に、軍事庁と軍団副司令官との間の確執についても触れておかなければならない。軍事庁は補助勤務法のもとでそれぞれの地域における経済的状况について報告を受け、そして軍事庁の指令を工場主と軍団副司令官に伝達するという仕事割り当てられた。確かに軍事庁は公的には執行機能を持たなかったが、実際には工業のための労働力を確保し生産を監視するという仕事にたずさわった。そこでグレーナーは、軍事庁に権力を与え独立した組織とするために、開戦時に布告された戒厳令 (Belagerungszustandsgesetz) によって軍団副司令官に与えられた権限をできるだけ制限しようと努めた。⁽⁶⁾ しかし軍団副司令官は、陸軍省の管轄下にあったため軍事庁にたいして距離をおくことができた。しかも陸軍大臣のシュタインは、国内の軍隊を指揮する軍団副司令官を統括する立場からグレーナーの考えに真っ向から反対した。軍団副司令官と軍事庁官僚の間の衝突は、陸軍省と軍事庁の間の衝突を反映したものであった。この衝突は最終的にはグレーナーが妥協し、兵役免除についての最終的決定権を軍団副司令官に与えることで決着がついた。この領域での軍事庁職員の仕事は、兵役免除の要求が出された時その要求が正当かどうかに関して意見を述べすることに限定された。⁽⁷⁾ グレーナーは二月九日に命令を出して、軍団副司令官のもとに軍事庁の事務所を置くことを命じた。ここで仕事をする将校は、軍団副司令官の管理下におかれることになった。その結果この事務所は、祖国補助勤務、女性労働の保護と訓練、生産の監視、輸送と石炭供給について軍事庁の出先機関として仕事をする一方で、原料、兵役免除、輸入と輸出、及び食糧供給については軍団副司令官の下部機関として事務を取り扱った。しかし、この事務所が軍団副司令官と軍事庁の両方を代表する機関であったところに混乱の原因があった。なぜなら二月九日の命令は、軍団副司令官への軍事庁の屈服

を意味していたにもかかわらず、グレーナーはこの事務所が軍事庁の代表として取り扱われ、そしてそのようなものとして情報が与えられることを要求したからである。軍団副司令官と軍事庁の権限争い、作業の二重性、組織の混乱はその後も解消されずに続いたのであった。⁽⁸⁾

グレーナーは誠実の人であったが、混乱の原因の一端はグレーナーその人にもあった。彼は、政府当局と軍事省の官僚主義を嫌悪し、過去の「怠慢」を糾したいという強い願望を持っていたため、行政の原則を無視して軍事庁の組織をそれに代わるものとして持ち込もうとしたのであった。その結果、二重組織の混乱が生じるようになった。ミヒャエリスがもともと反官僚主義者であるグレーナーについて「最近、あまりにも官僚主義的」になったと批判したのはいかにも皮肉であった。⁽⁹⁾ KRAのケートも、輸送、石炭、食糧問題について軍事庁が既存の組織に大きな混乱を与えたという理由でグレーナーを嫌った。そしてグレーナーを軍事庁長官に推薦したルーデンドルフ自身が、グレーナーのやり方に不信を持ち始めていた。ルーデンドルフのグレーナーにたいする不信は、前述のルーデンドルフのミヒャエリスへの肩入れに現れているが、実はその二月一六日の同じ日にルーデンドルフからグレーナーへの二通目の手紙が届いた。従ってこの手紙は、ミヒャエリスについて書かれた手紙と密接に絡んでいると推定される。ここではルーデンドルフは、多くの工業家からの軍事庁にたいする苦情をグレーナーに伝えるという形で組織の複雑化の弊害を指摘するとともに、「できるだけ単純な組織にしてほしいという要望が正当であるということは疑うべくもない。」と述べて、グレーナーのやり方を暗に批判したのであった。⁽¹⁰⁾

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (六)

- (1) G. D. Feldman, op. cit., p. 286 [S. 231].
- (2) G. D. Feldman, op. cit., p. 286 [S. 231].
- (3) Georg Michaelis, Für Staat und Volk—Eine Lebensgeschichte, Berlin 1922, S. 290-1. August Skalweit, Die deutsche Kriegsernährungswirtschaft, Berlin, Leipzig, Stuttgart 1927, S. 186-7.
- (4) G. D. Feldman, op. cit., p. 289 [S. 234].
- (5) Brief Ludendorfs an Groener vom 16. 2. 1917, in: W. Groener, op. cit., S. 359.
- (6) 一九一四年八月四日の戒厳令と「シュテッペンレーナーの批判と「シュツルツ」」 vgl. *ibid.*, S. 353-354.
- (7) G. D. Feldman, op. cit., p. 294 [S. 238].
- (8) *Ibid.*, pp. 295-6 [S. 239].
- (9) *Ibid.*, pp. 292-3 [S. 273].
- (10) Brief General Ludendorfs an Generalleutnant Groener—Klagen verschiedener Industrieller über die Arbeitsweise des Kriegsamts, vom 16. 2. 1917, in: W. Deist, op. cit., S. 569-570. W. Groener, op. cit., S. 358.

(未完)

〔付記〕 本論文は、平成7年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。